

# 相生市立双葉小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年 4月 3日

## I いじめについての基本的な認識

### 《いじめの定義》

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(文部科学省調査における定義による)

### 《定義の解釈》

○「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。

○「心理的、物理的な攻撃」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

心理的な攻撃：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。仲間はずれや集団による無視をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。等

物理的な攻撃：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

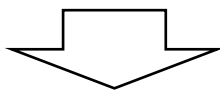
また、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが必要である。

(平成29年9月相生市いじめ防止基本方針 参照)

## 2 いじめに対する本校の基本姿勢

- ① いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ② いじめは、人間として許されない、卑怯な行為である。
- ③ いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となる。
- ④ 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

(平成29年9月相生市いじめ防止基本方針 参照)



**「いじめは、人間として絶対に許されない」** という強い認識を持つこと  
**「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」** という危機意識をもつこと  
**「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」** という信念を持つこと

### (1) 学校として、なすべきこと

- ア いじめは、いじめる側に問題があるという共通理解を図ること
- イ 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図ること
- ウ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること
- エ いじめを早期発見するために、児童に対する定期的な調査及び教育相談を行うこと

### (2) 教師として、なすべきこと

- ア いじめを見抜く感性を磨くこと
- イ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ウ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること
- エ 心の居場所づくりに努めること
- オ 一人一人の心の理解に努めること
- カ いじめは許さないという学校風土をつくること
- キ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること
- ク いじめを受けた児童生徒を最後まで守ること
- ケ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

- コ 児童生徒や保護者からの声に誠実に応えること
- サ アンケート等の記録を残し、児童の実態を教師間で共有すること

### 3 いじめの未然防止に向けた取組

#### (1) 豊かな心を育む教育を推進する

- ア 安心して帰属できる居場所となる学級経営
  - ・「今日も来て良かったなあ。」と思える学級づくり
  - ・温かみがあり、心の通い合う学級づくり
  - ・安心して学べる、明るく元気な学級づくり
- イ 道徳の授業による道徳的実践力の育成
  - ・「命の大切さ」を実感できる授業の実践
- ウ 体験活動を通して、命を大切にすることや思いやりの心の育成
  - ・道徳的実践の場としての体験活動の一層の充実
  - ・思いやりに満ちた人間関係の構築
  - ・家庭や地域との連携の強化

#### (2) 確かな学力を育む教育を推進する

- ア 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- イ 学力の把握と授業の工夫・改善
  - ・授業力の向上
  - ・よく分かる授業の実践
- ウ 主体的に学習に取り組む態度の育成

### 4 いじめ早期発見に向けた取組

#### (1) 日々の観察

- ア 児童生徒の言動等の変化
- イ 日記等

#### (2) 教育相談の充実

- ア 校内での教育相談体制の充実
- イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

#### (3) いじめ調査の実施

- ア 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
- イ いじめを早期に発見するため、定期的な調査の実施
  - ・子ども対象いじめアンケート調査 年3回（6月，11月，2月）
  - ・保護者対象いじめアンケート調査 必要に応じて実施

## 5 いじめ早期解決に向けた取組

### (1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童生徒たちにも、いじているのと同様であることを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないようであれば、「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」等の相談窓口の利用も検討する。

## 6 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を設置する。

<構成員> 校長，教頭，生活指導担当教諭，  
各学年ブロック代表教諭，養護教諭，SC など

<活 動>

- ①いじめの早期発見に関すること。
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開 催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

7 いじめ発生以降の取組

いじめを認知し、指導後3か月間は様子を見守り、声かけ等再発防止に努める。3か月間は最低限の期間であり、それ以降もいじめ防止の取組は継続する。

8 いじめ指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対応チーム会議 ・指導方針 ・指導計画等  職員会議				教職員研修	いじめ対応チーム会議 ・情報共有 ・2・3学期の計画
未然防止に	☆ 授 業 実 践 ☆ 人 間 関 係 づ くり ☆ 保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携					☆ 授 業 実 践 ☆ 人 間 関 係 づ くり ☆ 保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携
早期発見に			いじめアンケート 教育相談週			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等				教職員研		いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ ・来年度の課題検討
未然防止に	☆ 授 業 実 践 ☆ 人 間 関 係 づ くり ☆ 保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携			☆ 授 業 実 践 ☆ 人 間 関 係 づ くり ☆ 保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携		
早期発見に		いじめアンケート 教育相談週			いじめアンケート 教育相談週	

\*事案発生時は、いじめ対応チームによる緊急対策会議を開催する。

\*学級懇談会等を活用して、保護者への啓発を行う。